

コミュニティ助成事業の概要

(一財)自治総合センターが宝くじの売上を原資として、地域社会の発展を支援するとともに宝くじの社会貢献について周知を図るための制度です。下表のとおり、地区・自治会・その他地域に密着した活動を行う団体等を対象に助成します。

なお、本制度の趣旨から、整備した設備や物品等に宝くじの広報表示を行うことが義務づけられています。

①一般コミュニティ助成事業

助成額等	100 万円～250 万円(10 万円単位、総事業費が 100 万円以上)
助成率	10/10
申請件数	上限 3 件まで ※必ず採択されるとは限りません
事業主体	市が認めるコミュニティ組織（地区、自治会、地縁団体等）
対象経費	コミュニティの活性化につながるコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備費用
事業例	・集会施設の備品整備（机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ、エアコン（吊り下げ式・壁掛け式等の取り外し可能なものに限る。）等） ・イベント用品の整備（テント、ポータブルアンプ、発電機、イベント用ステージ等） ・公園の整備（遊具の設置等） ・その他（屋外放送施設の整備等） ・お祭り用品の整備（太鼓、法被、獅子頭、神楽（宗教性のないもの）、幕、篠笛、提灯等）
対象外	・建築物（基礎・アンカー工事を伴うものは対象外）※10 m²を超える物置・倉庫も対象外 ・消耗品（※樹木・苗等は備品扱いなので対象）・中古品・医薬品・照明器具のうち、電球のみの整備 ・車両(乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む)・銃・刀剣類、 ・施設・設備（備品）の修理・修繕（※太鼓等の祭道具の修繕は対象） ・観光や教育(学校)行事目的に整備するもの・個人の利用に留まるもの・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備・防災目的の備品・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、台所、畳、カーペット、襖、オーディオカーテン、太陽光パネル、天井埋込型エアコン等） ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等） ・自転車・動力の付いた屋台、山車等・車両に搭載する目的の備品（無線機等）・防犯カメラ ・水車・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホテル等の育成に関する設備、備品・一般調理器具（食器、包丁、箸、やかん、鍋等）

②コミュニティセンター助成事業

助成額等	上限額 2,000 万円 (10 万円単位)
助成率	3/5
申請件数	上限 1 件まで ※必ず採択されるとは限りません
事業主体	市が認めるコミュニティ組織（認可地縁団体）
対象経費	コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設・大規模修繕経費
経費例	建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税
対象外	土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理費、外構に要する経費
備考	・土地を要する場合は、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外です。事業が確実に実施されるため、権利関係の整理は必須となります。 ・修繕の場合は対象建物が建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用し、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）のものに限ります。 ・コミュニティ組織が登記できる法人格を持っていること、すなわち<u>認可地縁団体であることが必要</u>です。認可を申請中の場合には対象になりませんので、御注意ください。 ・申請の際、<u>コミュニティセンター建設の決定に対する住民の総意が分かる議事録（総会資料等）の提出をお願いしております。</u>

③地域防災組織育成助成事業（ア. 自主防災組織育成助成事業）

助成額等	30 万円～200 万円 (10 万円単位、総事業費が 30 万円以上)
助成率	10/10
申請件数	上限なし
事業主体	市が認める自主防災組織（自治会）
対象経費	地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）
事業例	発電機、ヘルメット、投光器、その他防災資機材等
対象外	・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等） ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器（訓練用消火器を除く） ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・救急セット